特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
14	国民健康保険関係事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東近江市は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

滋賀県東近江市長

公表日

平成29年6月12日

［平成28年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険関係事務
②事務の概要	国民健康保険は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）に基づき、市町村などが運営する保険制度である。 市民は、当該市町村に申請を行うことで保険に加入することができる。保険加入後、市町村では住民に、病院での自己負担が軽減される保険証を発行する。市町村は、賦課期日時点で資格がある住民に対して、保険料を賦課し、徴収を行う。また、給付事務として各種給付の申請受付、管理、支払事務などを行う。 東近江市は、本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①被保険者の各種届出に関する事務（国民健康保険法第九条） ②他市町村の所得情報の確認（情報提供ネットワークシステムの利用を想定）
③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 収納管理システム 3. 滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー 6. 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム

2. 特定個人情報ファイル名
（1）被保険者台帳情報ファイル （2）賦課情報ファイル （3）給付情報ファイル （4）収納情報ファイル （5）滞納情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条（利用範囲）及び別表第1第30号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ・第三欄（情報提供者）が「医療保険者」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「医療保険給付関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、5、17、26，27、30，33、39，42、58、62、80、87、93、106） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「国民健康保険法に関する情報」が含まれる項（46） （別表第二における情報照会の根拠） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「国民健康保険法に関する事務」が含まれる項（42、43、44、45）	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部　保険年金課
②所属長	夏原　善治

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東近江市総務部総務課 〒527－8527　滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東近江市市民環境部保険年金課 〒527－8527　滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	所属長	太田　和政	夏原　善治	事後	
平成29年4月1日	システムの名称		「次期国保総合システムおよび国保情報集約システム」を追加	事後	